

# 令和7年度用

## 檜原市 保育所等入所申請の手続きについて



檜原市役所 こども未来課

〒634-8509 檜原市内膳町1-1-60 分庁舎2階

TEL 0744-25-2790

### 【目次】

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 保育施設・事業形態の特徴      | ・・・P.1   |
| 保育所等の申込について       | ・・・P.2～3 |
| 広域入所の利用申込について     | ・・・P.3～4 |
| 入所申込・入所後の注意       | ・・・P.5   |
| 保育を必要とする事由と保育の必要量 | ・・・P.6   |
| 保育料について           | ・・・P.7～8 |
| 保育施設一覧            | ・・・P.9   |

～檜原市役所公式LINEもぜひご登録ください～  
最新の情報をお知らせします



## 保育施設・事業形態の特徴

| 施設の種類                              | 特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育所<br>(0歳児～5歳児)                   | 保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保育を行う施設です。施設により受入開始年齢が異なりますが、概ね0～5歳児の子どもが対象です。保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、施設によって延長保育を実施しています。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 認定こども園<br>(0歳児～5歳児)                | 保育所部分と幼稚園部分を併せ持つ施設です。<br>(保育所部分) 就労等のため家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保育を行う施設<br>(幼稚園部分) 幼児期の教育を目的とする世帯が利用                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 地域型保育施設<br>(小規模保育事業所)<br>(0歳児～2歳児) | 就労等のため家庭で子どもを保育することができないと認められる場合、保護者に代わり乳幼児の保育事業を実施する施設です。少人数の子どもを保育する認可事業で、保育所等より少人数の単位（19人以下）となります。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、0～2歳児の子どもが対象です。3歳児以後は通園できなくなるため、下記より選択していただく形になります。<br>(①、②の併願可)<br>①3歳児保育のある市立幼稚園への入園<br>※3歳児保育のある市立幼稚園をすべて希望した場合のみ連携施設として、いずれかの施設への入園は確約します。<br>【8時～18時預かり保育あり（長期休業中含む）、注文弁当あり】<br>②他の保育所・認定こども園への転園<br>※指数表での加点はありますが、入所の確約はなく、利用調整を行い、入所の可否が決定します。 |

## 令和7年度年齢早見表

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 0歳児 | 令和 6年4月2日～          |
| 1歳児 | 令和 5年4月2日～令和 6年4月1日 |
| 2歳児 | 令和 4年4月2日～令和 5年4月1日 |
| 3歳児 | 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日 |
| 4歳児 | 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日 |
| 5歳児 | 平成31年4月2日～令和 2年4月1日 |

**保育施設の受入可能人数を超えて申込みがある場合、「保育利用調整基準」に基づき利用調整を行い、保育の必要性が高い方からの入所となります。**

- ・希望する保育施設への入所希望者が多数いる場合
- ・保育施設へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
- ・保育の実施期間の希望に沿えない場合
- ・保育施設の受入体制が整わない場合

など



檀原市ホームページ

## 保育施設の申込み（令和7年度入所 申込期間内の申請）

### 希望施設の見学&申込に必要な書類作成

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は必ず見学に行ってください。日程等は各園にお問い合わせください。

【申込期間】令和6年10月1日（火）～10月21日（月）

※上記期間内の申込みを優先して選考します（0歳児を除く）

【申込場所】第1希望が市立保育所：こども未来課（市役所分庁舎2階5番窓口）

第1希望が私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所：希望する園またはこども未来課

### 利用調整（選考）

利用調整（選考）結果郵送（12月中旬発送予定）※4・5月入所希望者のみ

6月以降の入所希望については、内定した方には入所可能月の2か月前の月末に電話連絡をします。

保留となった方には入所希望月の初月のみ結果を郵送で送付します。

### 入所内定

内定先施設と面談・健康診断

### 通園開始

（4月1日または5月1日）  
※ならし保育期間があります

### 保留

### 2次検討

※申請内容の変更（希望園の追加等）は期日があります。詳しい日程は結果通知をご確認ください。

### 2次検討の結果郵送

### 6月以降の利用調整（選考）へ

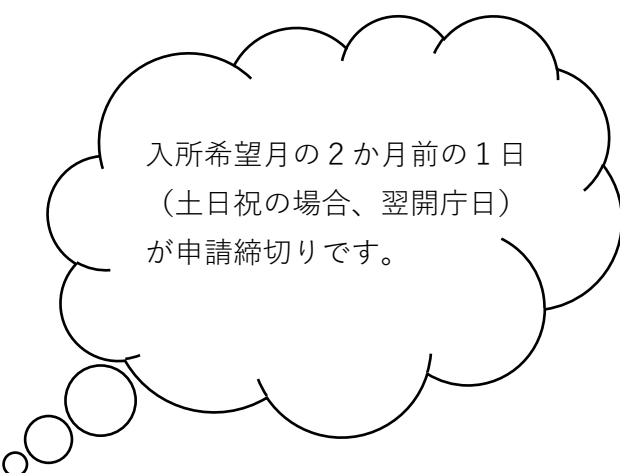
入所申請の取り下げや要件が失効しない限り、令和7年度中については、6月以降も引き続き利用調整対象となります（令和8年度入所は改めて申請が必要です）。

※初月以外に「保育所等入所保留通知書」が必要な場合は、**申請が必要**です。こども未来課にご来庁ください（入所保留通知書に記載する入所不可日を事前に勤務先等にご確認ください）。

## 保育施設の申込み（令和7年度入所 申込期間外の申請）

### ■申請の締切り

| 入所希望月 | 申請締切日       |
|-------|-------------|
| 6月    | 4月1日（火）     |
| 7月    | 5月1日（木）     |
| 8月    | 6月2日（月）     |
| 9月    | 7月1日（火）     |
| 10月   | 8月1日（金）     |
| 11月   | 9月1日（月）     |
| 12月   | 10月1日（水）    |
| 1月    | 11月4日（火）    |
| 2月    | 12月1日（月）    |
| 3月    | 令和8年1月5日（月） |



入所希望月の2か月前の1日  
（土日祝の場合、翌開庁日）  
が申請締切りです。

### ■申込場所

こども未来課（榎原市役所分庁舎2階5番窓口）

### ■年度途中（6月～翌年3月）入所の流れ

結果連絡は、内定した方には入所可能月の2か月前の月末に電話連絡をします。

（※通知書も郵送 例：8月入所決定の場合…6月末頃に電話連絡の後、通知書郵送）

保留となった方には、入所希望月の初月のみ結果を郵送で送付します。

## 広域入所の利用申込みについて

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整等を行うことで希望する保育施設の利用が可能になる制度です。

ただし、双方の市区町村で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度申請が必要です。

#### （1）榎原市に住民票のある方が、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

- 市外に転出する予定があり、転出先の市区町村の保育施設の利用申込みを希望する方※1
- 里帰り出産により他市区町村の保育施設入所をご希望の方
- 保護者の勤務地の都合などにより他市区町村の保育施設入所をご希望の方
- 他市区町村から榎原市に転入された方で、今まで通っていた他市区町村の保育施設の利用をしたい方

### ■事前手続

事前に希望の保育施設のある市区町村に、下記の内容についてご確認ください。

- ①利用申請が可能かどうか（市外居住者の利用申請を受付していない市区町村もあります。）
- ②希望する保育施設のある市区町村の申込締切日
- ③希望する保育施設の空き状況
- ④必要な申請書類や手続に関する注意事項

## ■申請先・申請書類

申請先：榎原市役所 こども未来課（榎原市役所分庁舎 2 階 5 番窓口）

申請書類：榎原市所定の様式でお申込みください。

- ※1 希望の保育施設のある市区町村に転出予定で、転出先の住所が決定していれば、転出先の市区町村の様式を用いて、転出先市区町村へ直接申込みできる場合があります。事前に該当の市区町村にご確認ください。

## ■申込締切日

希望の保育施設のある市区町村の申込締切日の 1 週間前まで

## ■その他

- ・希望の保育施設のある市区町村に転出する場合は、住民票異動後に改めて転出先の市区町村への利用申請が必要です。
- ・現在、榎原市内の保育施設をご利用の方で、希望の保育施設への広域入所が決定した場合、ご利用の保育施設を退園いただく必要があります。  
（里帰り出産時の一時預かりの利用など一部例外があります。ご不明点についてはこども未来課までお問い合わせください）

## （2）榎原市に住民票のない方が、榎原市の保育施設の利用を希望する場合

- 榎原市に転入する予定があり、榎原市内の保育施設の利用申込みを希望する方※1
- 里帰り出産により、榎原市内の保育施設入所をご希望の方
- 保護者の勤務地の都合などにより、榎原市内の保育施設入所をご希望の方
- 榎原市から他市区町村に転出された方で、今まで通っていた榎原市内の保育施設を継続して利用をしたい方

## ■申請先・申請書類

申請先：お住まいの市区町村

申請書類：お住まいの市区町村が指定する様式でお申込みください。

## ■申込締切日

（榎原市の）申込締切日までに榎原市こども未来課へ入所申込書類が届くように、お住まいの市区町村の保育施設担当課に余裕をもってお申込みください。お住いの市区町村での事務処理、郵送期間もあるため、提出期限についてはお住まいの市区町村にご確認ください。

## ■その他

- ・榎原市に転入した場合は、住民票異動後に改めて榎原市への利用申請が必要です。
- ・保育施設の利用調整を行う際は、榎原市民の方が優先になりますので榎原市外にお住まいの方は利用できない可能性があります。  
※1 転入予定の場合は、土地売買契約書の写しまたは賃貸契約書の写しを申請時に添付すると、榎原市民として検討します。ただし、入所月の前月末日までに住民票を異動することが要件となり、要件を満たさなければ、入所決定は取り消しになります。

## 申込みにあたっての注意事項

- ① **希望施設（記入されている施設すべて）には、申請までに必ず見学をしてください。**  
特に私立保育所や認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所）は施設ごとに保育方針やルールが異なり、保育料以外の費用（入園時の費用や制服代、教材費、行事費等）が必要となることがあります。辞退や転園は指数が大幅に下がり、ご希望に添えないことがありますので、ご注意ください。
- ② 必要書類は、締切日までにすべてそろえて申請してください。  
提出された書類のみで区分を決定しますので、不足書類があった場合、申請が受付できないことや、利用調整において不利になることがあります。
- ③ 申込後、就労状況（勤務先・勤務日数・勤務時間・育児休業からの復職・就職・退職等）や世帯状況（結婚・離婚・妊娠・出産・同居・転居・別居等）に変更があった場合は速やかにご連絡ください。  
申請内容と申請後の状況が異なる場合は支給認定や利用決定を取り消すことがあります。

## 入所内定後の注意事項

- ① 入所承諾（内定）を辞退した場合、辞退した月の不承諾通知は発行できません。  
また、辞退点が減算されるため、今後の利用調整が不利となります。
- ② 入所後は「ならし保育」期間があります。保護者の勤務時間に関わらず、ならし保育中は長時間の保育ができません。  
また、入所日より前に「ならし保育」を行うことはできません。  
ならし保育の期間中も保育料は1カ月分かかりますので、ご注意ください。
- ③ 育児休業中の方で入所が決定した場合、入所月の翌月1日までの「復職」が入所条件となります。勤務先との事前調整をお願いします。入所月の翌月1日までに復職ができない場合は退所となる場合があります。
- ④ 求職活動を事由に入所が決定した場合、入所月から3ヵ月以内に実働64時間以上の仕事を決め、就労証明書を提出する必要があります。  
3ヵ月以内に決まらない場合は退所となります。

入所申込に関するよくある質問を  
ホームページに掲載しています。



## 保育を必要とする事由と保育の必要量

|   | 保育を必要とする事由 | 内容<br>(家庭での保育が困難な)               | 保育必要量※            | 認定期間                                 | 必要書類                                                                |
|---|------------|----------------------------------|-------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 就労         | 保護者が月120時間以上勤務している。(外勤、内勤)       | 標準時間              | 就労している期間                             | 就労証明書<br>※会社勤務：勤務先の証明<br>自営業や農業：民生児童委員の証明                           |
|   |            | 保護者が月64時間以上120時間未満勤務している。(外勤、内勤) | 短時間               |                                      |                                                                     |
| 2 | 妊娠・出産      | 保護者が出産の前後のため                     | 標準時間<br>※希望により短時間 | 出産予定日の4週間前から出産後8週間後の翌日が属する月末まで(約3か月) | 母子健康手帳写し(表紙および出産予定日記載のページ)                                          |
| 3 | 疾病         | 保護者が病気、負傷のため                     | 標準時間<br>※希望により短時間 | 当該事由で保育が必要になる期間                      | 疾病・障がい状況証明書<br>※医療機関の証明必須                                           |
| 4 | 障がい        | 保護者が心身の障がいのため                    | 標準時間<br>※希望により短時間 | 当該事由で保育が必要になる期間                      | ・疾病・障がい状況証明書<br>※手帳がない場合医療機関の証明必須<br>・障害者手帳の写し                      |
| 5 | 介護・看護      | 保護者が月120時間以上の介護・看護を行っているため       | 標準時間              | 介護等を要する期間                            | ・介護・看護状況証明書<br>・被介護者・被看護者の障害者手帳の写し または<br>疾病・障がい状況証明書<br>※医療機関の証明必須 |
|   |            | 月64時間以上120時間未満の介護・看護を行っているため     | 短時間               |                                      |                                                                     |
| 6 | 災害復旧       | 火災、風水害、地震などによる被害を受け、その復旧にあっているため | 標準時間<br>※希望により短時間 | 復旧の期間                                | こども未来課までお問合せください                                                    |
| 7 | 求職活動       | 保護者が求職活動(起業準備)を行っているため           | 短時間               | 3か月以内                                | 求職活動申立書兼誓約書                                                         |
| 8 | 就学         | 保護者が月120時間以上の就学を行っているため          | 標準時間              | 在学している期間                             | ・学生証の写し<br>・カリキュラム等                                                 |
|   |            | 月64時間以上120時間未満の就学を行っているため        | 短時間               |                                      |                                                                     |
| 9 | 虐待・DV      | 虐待やDVのおそれがあるため                   | 標準時間              |                                      | こども未来課までお問合せください                                                    |

■就労証明書、疾病・障がい状況証明書は証明日から3か月以内が有効です。 証明書様式→

■総就労時間が保育標準時間の要件には満たないが、勤務時間の都合上、

恒常的に延長保育を利用することになる場合などは、保育標準時間で認定する場合があります。

※保育必要量について

保育標準時間：1日8時間以上(保育所(園)の基本利用時間内)、最大11時間の保育

保育短時間：1日最大8時間未満(保育所(園)の基本利用時間内)の保育



## 保育料について

保育料は、児童の年齢に応じて檀原市が定める額を各家庭でご負担いただきます。

公立、私立ともに保育料は同額です。

保育料以外の教材費や制服代、保護者会費などの費用、延長保育料、給食費、行事費等については各施設により異なり、別途必要になります。

### ■保育料の決定方法

保育料は保護者の市町村民税額により決定しています。

| 令和7年度保育料            |    |    |    |    |                     |     |     |     |    |    |    |
|---------------------|----|----|----|----|---------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月                  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月                  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 令和6年度の市町村民税で算定      |    |    |    |    | 令和7年度の市町村民税で算定      |     |     |     |    |    |    |
| 〈保育料の切り替え〉          |    |    |    |    |                     |     |     |     |    |    |    |
| 令和5年中（1～12月）の所得に基づく |    |    |    |    | 令和6年中（1～12月）の所得に基づく |     |     |     |    |    |    |

### ■支給認定（保育認定について）

〈保育時間と延長保育のイメージ〉

|          | 開所時間         |                |  |                              |
|----------|--------------|----------------|--|------------------------------|
| 保育短時間認定  | 延長保育<br>（有料） | 保育時間（最大8時間）    |  | 延長保育<br>（有料）                 |
| 保育標準時間認定 | 延長保育<br>（無料） | 保育時間（最大11時間）※注 |  | 延長保育<br>（無料）<br>延長保育<br>（有料） |

|        | 2号認定                                             | 3号認定                                             |
|--------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 保育標準時間 | 3～5歳児クラスに該当し、1日8時間以上（保育所（園）の基本利用時間内）、最大11時間の保育※注 | 0～2歳児クラスに該当し、1日8時間以上（保育所（園）の基本利用時間内）、最大11時間の保育※注 |
| 保育短時間  | 3～5歳児クラスに該当し、1日最大8時間未満（保育所（園）の基本利用時間内）           | 0～2歳児クラスに該当し、1日最大8時間未満（保育所（園）の基本利用時間内）           |

※いずれの場合も施設によって異なる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

（※注）最大11時間ですが、保育所の利用時間は就労実態に応じて必要な範囲に限ります。

### ■保育料の軽減措置について

ひとり親や障がい者・障がい児のいる世帯などを対象とした保育料の軽減措置があります。

ひとり親になられたり、障害者手帳の交付を受けられたときは、保育料が軽減される場合がありますので、こども未来課までご連絡ください。

## ■保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、下記の条件に該当する場合、保育料は無償になります。

- ・ 3歳以上（満3歳をむかえた次の4月1日から小学校に入学するまで）
- ・ 市町村民税非課税世帯の3歳未満児（0歳から満3歳をむかえた次の3月31日まで）

## ■第2子以降の保育料無償化について

令和5年4月から、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の児童が保育施設を利用する場合の保育料を檀原市独自で無料としています。

対象児童：生計を同一にする18歳未満の子を第1子とカウントして、檀原市内に居住する  
第2子以降の児童

対象施設：檀原市が保育料を決定する市内外の認可保育施設

（認可外保育施設については、各施設が保育料を決定するため対象になりません）

※第1子が就学や療養等の関係で保護者と別居している場合は、保育施設をご利用の児童が第2子以降であることの確認ができませんので、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）等の、第1子の状況が確認できる証明書の提出が必要となります。詳細はこども未来課へお問い合わせください。

## ■給食費について

3歳以上児については、給食費（主食費・副食費）は保育料に含まれません。

ただし、一定所得以下の世帯については副食費が免除となります。

### こんなときは、必ずご連絡ください！

保育料の負担額や副食費の免除等にかかわることがあります。

- 結婚
- 離婚
- 別居・同居（親族等含む同居のご家族） ※世帯分離等を含む。
- 転出・転入
- 死亡
- 課税内容の修正（税の修正申告等）
- ご家族が障害者手帳、療育手帳等の交付を受けられたとき
- ご家族の障害者手帳、療育手帳等の有効期限が切れ、新たに更新されない場合
- ひとり親の認定が決定した（外れた）場合 等

# 

(R6.4.1時点)

## 

| 名称             | 住所        | 電話番号                         | 保育時間                            | 定員   |
|----------------|-----------|------------------------------|---------------------------------|------|
| 檀原こども園（社会福祉法人） | 白檀町6-7-15 | 0744-27-1441<br>0744-27-1442 | 平日 7：10～19：10<br>土曜日 7：10～17：10 | 267人 |

## 

| 名称              | 住所                                       | 電話番号         | 保育時間                            | 定員   |
|-----------------|------------------------------------------|--------------|---------------------------------|------|
| ともえ学園（社会福祉法人）   | 田中町233                                   | 0744-24-5554 | 平日 7：00～19：00<br>土曜日 8：00～15：00 | 250人 |
| 常盤保育園（学校法人）     | 常盤町333-1                                 | 0744-22-5576 | 平日 7：00～18：30<br>土曜日 7：00～13：00 | 100人 |
| くちなし保育園（社会福祉法人） | 葛本町80-1                                  | 0744-22-0111 | 平日 7：00～19：00<br>土曜日 7：00～14：00 | 130人 |
| このみ学園（社会福祉法人）   | 曾我町895-9                                 | 0744-24-0032 | 平日 7：30～18：30<br>土曜日 8：00～13：00 | 90人  |
| ひかり保育園（社会福祉法人）  | 中曾司町48-1                                 | 0744-24-2208 | 平日 7：00～18：30<br>土曜日 7：30～13：30 | 180人 |
| 愛育保育園（社会福祉法人）   | 見瀬町699-1                                 | 0744-28-0567 | 平日 7：00～19：00<br>土曜日 8：00～17：00 | 105人 |
| あおば保育園          | 大久保町456-1                                | 0744-24-6050 | 平日 7：30～19：30<br>土曜日 7：30～17：30 | 60人  |
| おひさまほいくえん       | 醍醐町566-4                                 | 0744-21-0130 | 平日 7：30～19：00<br>土曜日 8：30～17：00 | 66人  |
| にこにこパーク保育園      | 醍醐町502-1<br>（分園）醍醐町521-2<br>（分園）醍醐町602-1 | 0744-24-5846 | 平日 7：30～19：00<br>土曜日 7：30～13：30 | 174人 |

## 

| 名称          | 住所      | 電話番号         | 保育時間                            | 定員  |
|-------------|---------|--------------|---------------------------------|-----|
| ぽこあぽこ神宮前保育園 | 久米町618  | 0744-48-3915 | 平日 7：30～19：00<br>土曜日 7：30～12：00 | 19人 |
| ばればれ保育園     | 北越智町322 | 0744-28-6511 | 平日 7：30～18：30<br>土曜日 7：30～13：30 | 15人 |

## 

| 名称                               | 住所                             | 電話番号                         | 保育時間                                                           | 定員   |
|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|------|
| 藤原京保育所（第1こども園）<br>【分園方式】4・5歳児は分園 | （本園）四分町285-1<br>（分園）縄手町324     | 0744-23-3896<br>0744-22-6120 | 平日 7：15～19：00<br>土曜日 7：15～13：30<br><br>※但し、延長保育は満1歳の誕生日の日からです。 | 200人 |
| 今井保育所（第2こども園）<br>【分園方式】4・5歳児は分園  | （本園）今井町3-3-12<br>（分園）今井町2-11-8 | 0744-23-4557<br>0744-22-2240 |                                                                | 220人 |
| 金橋保育所（第3こども園）<br>【一体方式】          | 雲梯町289-2                       | 0744-22-6450                 |                                                                | 150人 |
| 大久保保育所（第4こども園）<br>【分園方式】3～5歳児は分園 | （本園）大久保町206<br>（分園）大久保町152     | 0744-25-1914<br>0744-22-6100 |                                                                | 210人 |
| 川西保育所（第5こども園）<br>【一体方式】          | 川西町581-1                       | 0744-27-3383                 |                                                                | 110人 |